

(特定) 熱損失防止改修等 (省エネ改修) 住宅申告書

年 月 日

富田林市長 様

納税義務者

住 所

(フリガナ)

氏 名

(電話番号 - -)

個人番号又は法人番号

富田林市税条例附則第7条の2の2第10項又は同条第12項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の明細	所在地	富田林市		
	所有者		家屋番号	
	種類		構造	
	床面積	(左のうち人の居住用部分の床面積)		
		m ²		m ²
改修内容	建築年月日	年 月 日 平成26年4月1日以前に 完成した住宅が対象です。	登記年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日	令和13年3月31日までに完了したものが対象です。	
	改修工事等の内容 (該当するものに○印を付けてください。①を含む工事等が対象です。)			
	① 窓の改修工事 ② 床の断熱改修工事 ③ 天井の断熱改修工事 ④ 壁の断熱改修工事 ⑤ 太陽光発電装置 ⑥ 高効率空調機 ⑦ 高効率給湯器 ⑧ 太陽熱利用システム			
	改修工事等に要した費用			a 円
補助金等 (当該改修工事等の費用に充てるために国又は地方公共団体から 交付される補助金等)			b 円	
差引き自己負担額 (①~④の断熱改修に係る工事費が60万円超、又は① ~④の工事費が50万円超で⑤~⑧の設置工事費との合計が60万円超)			a - b 円	
改修等完了から3か月以内に申告してください。 この期間経過後に申告する場合には、3か月以内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他 ()		備考 (受付印)		

※ 添付書類等の詳細は、裏面をご覧ください。

※ この申告書は、改修工事等が完了した日から3か月以内に提出いただくものです。

(裏面へ)

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ① 納税義務者の住民票の写し※
 - ② 建築士等が発行する増改築等工事証明書
 - ③ 領収書
 - ④ 当該改修工事等の費用に充てるために国又は地方公共団体から交付される補助金等の交付決定通知書
 - ⑤ 認定長期優良住宅に該当することになった場合、認定通知書
- ※ 納税義務者が市内在住のときは、住民票の写しの添付は必要ありません。ただし、市長が住民記録を確認することにつき、下記の欄に同意をお願いします。
- ※ 納税義務者が署名してください。

この申告につき市長が私の住民記録を確認することに同意します。

納税義務者 氏 名

《添付書類の説明》

②は、改修工事の内容を確認するためのものです。様式は国土交通省のウェブサイトから入手できます。

③、④は、改修工事等にかかった自己負担額が60万円超(断熱改修に係る工事費のみで60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超えるもの)であることを確認するためのものです。

《減額の適用について》

1 平成26年4月1日に存在する住宅で、令和13年3月31日までに熱損失防止改修工事等が完了した40㎡以上240㎡以下の住宅が対象で、120㎡までの部分を対象に翌年度の固定資産税額の3分の1相当額(改修工事等により認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2相当額)を減額(1年限り)します。

※ただし、令和8年3月31日以前に改修が行われた住宅は、50㎡以上280㎡以下です。

※都市計画税は減額されません。

2 床面積が120㎡を超える場合は、120㎡までの部分が減額の対象となります。

3 新築住宅特例(新築軽減)並びに耐震改修特例との同時適用はできません。バリアフリー改修(100㎡まで3分の1減額)住宅に対する減額に限り同時適用できます。この場合、100㎡部分までは3分の2減額、100㎡から120㎡までは3分の1減額、120㎡を超える部分は減額対象外となります。

4 1戸につきこの減額適用は1回限りです。

5 賃貸住宅は対象となりません。申告者(納税義務者)と居住者が異なる場合は、下記の申告をお願いします。※納税義務者が署名してください。

この申告に係る家屋は、賃貸住宅ではありません。

納税義務者 氏 名

6 店舗付住宅等の場合は、居住用部分の床面積が2分の1以上のときに適用されます。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116 FAX. 0721-20-2012